

大館市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和7年1月22日

大館市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

大館市は秋田県の北部を流れる米代川の中流域に位置する大館盆地を中心に、北西は白神山地の東側にある田代岳から南は森吉山麓までまたがる場所に位置している。一方、古くから交通の要衝として栄え、ＪＲ奥羽本線、花輪線、国道７号、103号、285号などの幹線道路の結節点として、北東北を結ぶ交流拠点となっている。

本市の総面積 91,322ha のうち森林面積が 72,364ha（森林率約 8 割）を占め、森林面積の大多数を占める「秋田杉」は市の木に指定されている。秋田杉は「大館曲げわっぱ」や「秋田杉桶樽」の伝統的工芸品、建築材料では製材から集成材、さらに土木用資材、バイオマス燃料など幅広く加工され用いられ、豊富な森林資源と幅広い加工技術が集積する本市は、「伐採・利活用・再造林」という森林資源の循環を目指している。さらには、地域循環型社会を目指すため、平成 21 年度に「大館市バイオマスタウン構想」を策定し、廃棄物系バイオマスや未利用バイオマス活用の取組を進めてきた。特に、未利用の間伐材をペレット化することにより、ペレットストーブの普及及び未利用バイオマスの活用に至っている。

その一方で、自然環境の保全と活用は、近年の地球温暖化や生態系の破壊、資源の枯渇などによりますます重要性を増し、限られた資源を効果的に活用し、環境に負荷をかけない資源の好循環が求められている。

また、化石燃料の大量消費による地球温暖化の問題から、国においても「2050 年カーボンニュートラル」を目指す旨を表明している。

本市では、市民や事業者と一体となり、経済と環境の好循環を作っていくため、令和 3 年 2 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素に向けた取組を加速させている。

このような状況を踏まえ、地域の間伐材をチップ化した木質バイオマス燃料を主エネルギーとした木質バイオマス発電を行うことにより、未利用材の活用推進のほか、新たな地元雇用の創出及び農林業の活性化、さらなる地域内でのエネルギー循環利用の促進を目指すものである。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	面積(m ²)	備考
釈迦内 1	大館市釈迦内字上堰 26、68、69、87-1、87-2、88、110、111、112、124 大館市釈迦内字上大留 82、85	雑種地 原野	14,613 m ²	
釈迦内 2	大館市釈迦内字野崎 5-2	雑種地	5,752 m ²	

3．2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
釈迦内 1	木質バイオマス発電	320kw	40kw × 8 基
釈迦内 2	木質バイオマス発電	1,990kw	
計		2,310kw	

4．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の未利用間伐材等の地域に存するバイオマスを主に活用した木質チップを納入業者から長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、地域に存するバイオマスの利用拡大につなげる。 発電事業における雇用の創出、地域の活性化を図る。 地域内でのエネルギー循環利用の促進に向けた取組を検討する。 木質バイオマス発電により生じた焼却灰等を肥料や土壌改良材等として有効利用する取組を検討する。	地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて 8 割未満とならないようにする。

6．自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、これらの景観が損なわれることのないように適切な配慮を行う。

7．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

森林整備に伴い発生する未利用間伐材を燃料とする木質バイオ発電により、年間約 1,870 万 kwh の発電及び木質チップ燃料の安定供給を図り地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況等)を大館市へ報告することとする。

また、大館市再生可能エネルギー推進協議会において認定設備整備計画の進捗を確認・評価し、目標が達成されない場合、その原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、発電事業者の負担と責任において木質バイオマス発電設備及び土地の原状回復を行うことを原則とする。

9．農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10．その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) 目標

本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 目標の達成状況についての評価

施設整備計画の審査を行う際には、内容が本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

(3) 区域外の関係者との連携

大館市、再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。